

## ○我孫子市民図書館ブックリサイクル事業実施要綱

平成12年6月28日（教）告示第3号

改正 平成26年10月31日（教）告示第9号

（趣旨）

第1条 この要綱は、我孫子市民図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）で除籍手続を執った資料のうち再利用が可能な資料及び受領した寄贈資料のうち図書館の蔵書として受入れをしなかったものを無償で提供し、有効活用を図る事業（以下「ブックリサイクル事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象資料）

第2条 ブックリサイクル事業の対象資料（以下「リサイクル資料」という。）は、次のとおりとする。ただし、汚損、破損等により再利用が困難な資料その他図書館長が適当でないと認めた資料については、リサイクル資料としない。

- （1） 図書館の所蔵する資料のうち除籍手続を執った図書及び雑誌
- （2） 寄贈された資料のうち図書館の蔵書として受入れをしなかったもの

2 リサイクル資料には、「我孫子市民図書館リサイクル本」と押印するものとする。

（対象者）

第3条 リサイクル資料の提供を受けることができる者は、次のとおりとする。

- （1） 市内の公共施設及び医療機関
- （2） 市内に活動拠点がある市民団体及び社会福祉団体
- （3） 市内に在住し、在勤し、又は在学する者
- （4） その他図書館長が必要と認めたもの

（実施方法）

第4条 リサイクル資料の提供は、図書館が指定する日時及び場所において実施するものとする。

2 リサイクル資料の提供を受けられる冊数は、第1項の規定によるリサイクル資料の提供時の状況に応じてその都度定めるものとする。

3 リサイクル資料の提供に係る費用は、無償とする。

（遵守事項）

第5条 リサイクル資料の提供を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 古書店等に転売しないこと。

- (2) 有償で第三者に転貸しないこと。
- (3) その他この事業の目的以外に使用しないこと。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、ブックリサイクル事業の運営に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年10月31日（教）告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。